



日本高野連発第W3874号
平成18年3月1日

長野県高等学校野球連盟

会長 赤地憲一殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会長 脇村春夫



学生野球憲章適用規定の改正について（通達）

今般、日本学生野球協会評議員会（2月17日開催）で、日本学生野球憲章第12条適用の元プロ野球審判員の規定について、次の通り改正がなされました。詳しくは〔解説〕を付しました。

元プロ野球審判員に関する特別審査規定

【日本学生野球憲章第12条】

都道府県高等学校野球連盟もしくは各地区大学野球連盟は、元プロ野球審判員で、プロ野球を円満退職した者に限り、日本学生野球憲章ならびに各連盟で定められた諸規定を遵守し、人格、識見、技術の優秀な者であれば審判員として委嘱をすることができる。

該当者は当該野球連盟より、日本高等学校野球連盟もしくは全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会に申請、同協会の承認を受けなければならない。

『補足事項』

- ① この規定で許可を受けた審判員は日本学生野球憲章第10条における適性審査を認定されたものではない。
- ② 復帰を認められた当該野球連盟の審判員を退任した場合はその資格を失う。その際当該野球連盟は遅滞なくその旨を日本高等学校野球連盟、全日本大学野球連盟を経て日本学生野球協会に届けること。
申請書には退職理由を明記した履歴書、所属プロ野球リーグの退職証明書および当該連盟会長の推薦書、本人の誓約書を添付すること。

以上

〔解説〕

- ▷ 元プロ野球選手の指導者復帰は加盟校からの申請ですが、本件は所属する各高等学校野球連盟からの申請となります。
- ▷ 申請には当該審判員が所属したセ・パのいずれかのリーグからの推薦書が必要なため、事前に当該リーグに推薦が得られるか打診する必要があります。必ず正式申請の前に当連盟にご相談下さい。
- ▷ 仮に全日本大学野球連盟で審判員としての特別資格が承認された方でも、別の所属連盟で審判業務を行なう場合は改めて日本学生野球協会の承認手続きが必要です。
- ▷ 審判員としてプレイを行なわなくても、審判講習会講師や日常的な指導を行なう立場として申請することも可能です。
- ▷ この特別審査規定により審判員としての審判員としての特別資格を取得しても、加盟校の野球部関係者に対する野球技術指導は出来ません。

以 上